

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月15日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第30号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和63年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の212.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」と」を加える。

第2条 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の225」に改める。

(野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和63年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の212.5」と読み替えを「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」と」に改める。

第4条 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の237.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議員報酬条例及び改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前の野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。